

茨城県林業・木材産業改善資金事務取扱要領

林業・木材産業改善資金制度の運営及び事務取扱いについては、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和51年政令第131号。以下「政令」という。）、同法施行規則（平成15年農林水産省令第55号。以下「省令」という。）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年茨城県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 貸付資格の認定及び貸付決定

1 林業・木材産業改善資金運営協議会

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（規則様式第1号）及び林業・木材産業改善資金貸付申請書（規則様式第3号）並びに、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（規則様式第6号）の提出があった場合には、当該認定及び貸付けの適否について、別に定める林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を聴くものとする。

第2 貸付けの条件

1 事業の実施上の条件

事業の実施については、申請に係る林業・木材産業改善措置に関する計画のとおり行わなければならない。

なお、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（規則様式第1号）には、林業・木材産業改善措置に関する計画（様式-1）を添付するものとする。

2 貸付限度額

林業・木材産業改善資金貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、省令第1条で定められた範囲内で、かつ貸付内容に係る事業等を適正に実行するにあたり、実際に要する費用の額を限度とする。ただし、消費税相当額については貸付対象外とする。

3 償還期間及び据置期間

(1) 償還期間は10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項の改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律	15年以内 (3年以内)

施行令（平成 8 年政令第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	
三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 2 項第 2 号ロの措置を実施するのに必要な同法第 13 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第 9 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
五 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 17 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 19 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 4 項第 2 号の措置を実施するのに必要な同法第 10 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
七 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 11 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
八 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項及び第 7 項の同意を得た計画に従って同条第 6 項第 1 号に規定する事業を実施（5 年以内）しようとする者が当該事業を実施するのに必要な同法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
九 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第 15 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
十 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 16 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
十一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 19 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第 24 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合又は同法第 21 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 5 項第 4 号の林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な同法第 24 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)

- (2) 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受け、かつ、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）に基づき東日本大震災の後令和5年3月31日までに県の貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、前項の表の左欄に掲げる場合（同表の第7号から第11号までに掲げる場合を除く。）にあつては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間を3年延長して適用するものとする。
- (3) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第2項の規定に基づき経営管理実施権の認定を受けた民間事業者については、同法附則第2条の規定に基づき、(1)の表の一の左欄に掲げる場合にあつては、右欄に掲げる償還期間を3年延長して適用するものとする。
- (4) 償還期間及び据置期間は、原則として年計算をもって定めることとするが、償還期日を統一するため、短縮することができる。

4 償還方法

償還期間が1年以内の貸付金は、一時払の方法、その他のものは均等年賦払の方法によるものとするが、据置期間を設ける貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において、均等年賦払の方法により償還を行うものとする。ただし、均等年賦償還額の算出にあたり、貸付金額を償還年数で割り切れないときは、その端数を千円単位として、第1回目の償還額に加算するものとする。

5 県から貸付けを受ける場合の保証人及び担保

- (1) 県から貸付けを受ける者は、知事が適当と認めた保証人を立て、かつ貸付金相当額の担保を提供しなければならない。

ただし、貸付けを受ける者が個人の場合であつて、貸付けを受ける額が1,500万円以下（会社の場合は3,000万円以下、団体の場合は5,000万円以下）で、かつ、その額を保証人の数で除して得た額が400万円以下となるときは、知事は担保を徴さないことができる。

- (2) 保証人は連帯保証人とし、貸付金の額が200万円未満の場合にあつては1人以上、200万円以上の場合にあつては2人以上で知事が必要と認める人数、また、貸付金相当額の担保を提供した場合は、貸付金の額にかかわらず連帯保証人は1人以上（貸付を受ける者が会社の場合は会社の代表者個人の他に1人以上）で知事が必要と認める人数を立てなければならない。

また、一部例外を除き、保証意思宣明公正証書の正本の提出を要する。

- (3) 貸付けを受ける者が造林事業を行う市町村、財産区及び地方公共団体の一部事務組合（以下「公有林経営市町村」という。）並びに分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人（以下「森林整備法人」という。）については、保証人を立てる

ことを要しなく、また、知事はこれらのものについては担保を徴さないことができる。

(4) 保証人関係

ア 貸付けを受ける者が団体である場合の保証人の立て方は、次のいずれか一つの方法による。

- (ア) 受益者全員
- (イ) 受益者の中の一部代表者
- (ウ) 受益者の中の一部代表者及び当該団体の理事
- (エ) 受益する者が特定されない場合にあつては当該団体の理事

イ 未成年者が貸付けを受ける場合は(1)の保証人のほか、当該未成年者の法定代理人を保証人の一人に加えなければならない。

ウ 保証人は、貸付申請時においては満20歳以上、最終償還時においては満70歳以下の者であること。

エ 保証人は、貸付けを受ける額を保証する能力のある者であり、原則として本県内に住所を有し、固定資産を有する者とする。

オ 貸付けを受ける者が会社（合資、合名会社を除く。）の場合は、保証人のうち1人以上は会社の代表者個人とし、他は会社の役員及び従業員並びに代表者の同居親族以外の者（以下「第三者」という。）とする。

カ 貸付けを受ける者が個人並びに合資、合名会社の場合は、保証人の全てを第三者に準じたものとする。

キ 原則として、債務者間の相互保証は認めない。

ク 改善資金借受者で償還残額のある者は保証人として認めない。

(5) 担保関係

ア 担保は、原則不動産とする。ただし、不動産を提供できない場合は、貸付対象物件とする。

イ 不動産は、貸付決定後に抵当権設定契約を締結し、抵当権設定の登記を法務局に嘱託するものとする。

ウ 前項の抵当権に係る費用は借受者負担とする。

エ 貸付物件は、事業の実施後遅延なく、公正証書による譲渡担保設定契約を締結するものとする。

オ 前項の公正証書作成に要する費用は借受者負担とする。

カ 担保物件には、表示等（様式-27）を貼付するものとする。

キ 譲渡担保物件の評価額については、原則として取得価格（消費税額を除く。）に耐用年数に応じて以下の係数を乗じて得た額による。

耐用年数	3年	4年	5年	6年以上
係 数	21.5%	31.6%	32.5%	39.0%

6 古機械・施設の取扱い

貸付対象となる機械・施設は、原則として新品によることが望ましい。

しかしながら、機械・施設の有効利用の観点から、当該地域又は事業の実情等に即し、必要が

あると認められる場合には中古品による貸付けを対象としても差し支えない。

なお、この場合は次の基準により貸付けることとする。

- (1) 正規の販売店の取扱いに係るものであること。
- (2) 償還期間中の稼動が見込まれるものであり、かつ、耐用年数内の償還とすること。（残耐用年数が2年以上のものであること。）
- (3) 貸付額が零細とならないこと。

7 借受主体となる会社、団体について

会社とは、定款に育林、素材生産等林業を営む旨又は木材産業を営む旨の規定がある等林業又は木材産業を営むことが明らかに認められ、かつ、資本の額（又は出資の額）が1,000万円以下又は常時使用する従事者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社をいう。

団体とは、森林組合等の林業従事者の組織する団体、木材協同組合等の木材製造業を営む者の団体並びに林業従事者の組織する団体及び会社以外の法人であつて定款に林業を営む旨の規定がある等、林業又は木材産業を営むことが明らかに認められるものをいう。

ただし、法人格のない団体にあつては、規則第2条第2項に掲げる条件を有すものでなければならない。

第3 貸付けに係る特例

1 期限前償還

(1) 貸付けを決定した機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）は、次の事由のいずれかに該当する借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部に対して、期限前償還を請求することができる。

ア 貸付金をその目的以外の目的に使用した場合。

イ 正当な理由がなく貸付金を交付の日から3か月以上（林業施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）これを使用しない場合。

ウ 虚偽の申請又は報告等をした場合。

エ 故意に必要な報告を怠った場合。

オ 償還金の支払を怠った場合、その他貸付債権保全上著しく支障があると認めた場合。

カ その他正当な理由がなく貸付けの条件に違反した場合。

(2) 融資機関は期限前償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の期限前償還を行うものとする。

(3) 知事は、次の事由のいずれかに該当する融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部に対して、期限前償還を請求することができる。

ア 県貸付金をその目的以外の目的に使用した場合。

イ 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠った場合又は、虚偽の報告をした場合。

ウ 県貸付金の償還金の支払を怠った場合。

エ その他正当な理由がなく貸付けの条件に違反した場合。

2 繰上償還

- (1) 借受者は貸付金の全部又は一部について、繰上償還の申し出をすることができる。ただし、次の事由のいずれかに該当する場合は、速やかに繰上償還を行わなければならない。
 - ア 事業を中止若しくは廃止し、又は貸付金で設置した施設等を譲渡、交換若しくは貸与し、又はその運営を他人に委託した場合。
 - イ 借受者の死亡、団体の合併又は解散などにより、借受主体そのものが消滅し、その事業を引き継ぐ者がいない場合。
 - ウ 事業量又は事業費が減少したことによって、貸付金が貸付けの限度額を超えた場合。
- (2) 借受者が繰上償還する場合は、繰上償還届（様式-2-1）を貸付決定機関に提出するものとする。
- (3) 融資機関は繰上償還届（様式-2-1）の提出を受けたときは、速やかに県貸付金繰上償還届（様式-2-2）を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合には、速やかに県貸付金の繰上償還を行うものとする。

3 支払猶予

- (1) 支払猶予の要件
 - ア 支払猶予は、次に掲げる理由があり、当該理由に起因して償還が著しく困難であると認められる場合に限って行う。
 - (ア) 暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜、降ひょう、火災、盗難。
 - (イ) 借受者（その者が団体である場合には、その団体を構成する個人）又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷。
 - (ウ) その他知事が特別の事情により必要と認めた場合。
 - イ 規則第 14 条の知事が指定する者とは、風水害、地震等の自然的災害及び死亡の場合は市町村長、火災の場合は消防署長、盗難の場合は警察署長、疾病及び負傷の場合は医師とする。
- (2) 支払猶予の条件
 - ア 猶予の期間は、猶予すべき理由が発生した時点以後に償還期日の到来する償還金につき、原則として 1 年以内とする。
 - イ 猶予すべき理由の発生した時点以前に、償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては、原則として猶予しないものとする。
 - ウ 猶予する額は、償還が困難と認められる最小限度の額とする。

第 4 県から貸付けを受ける場合の貸付けの実務（規則第 16 条の規定による事務の委託（以下、「事務委託」という。）をしていない場合）

1 申請書の提出

- (1) 貸付けを受けようとする者で、県からの貸付けを希望する者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（規則様式第 1 号）と合わせ、林業・木材産業改善資金貸付申請書（規則様式第 3 号）正副 2 通を所轄の農林事務所に提出すること。
- (2) 申請者が茨城県森林組合連合会（以下「県森連」という。）及び茨城県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）の場合は、直接知事に申請書を提出すること。

- (3) 申請者が市町村以外の団体であるときは、当該団体の定款又は規約を申請書に添付すること。

2 農林事務所の事務

- (1) 農林事務所長は、提出された申請書等について点検審査し、受理日付印を押印して規則第 17 条第 1 項にもとづき 1 部を知事に提出するとともに、1 部を控えとして保管すること。
- (2) (1)の点検審査は次の事項について行い、林業・木材産業改善資金貸付申請に係る調書（様式－4）、林業・木材産業改善資金借受資格を有するものの確認調書（様式－5）及びきのこの菌床栽培に係る貸付申請にあつては、きのこ生産業者の経営現況調書（様式－6）を作成し、申請書とともに知事に提出するものとする。
- ア 申請書に記載された事業量、対象機械、施設、事業費等が適正であるか。
- イ 当該資金の導入後の事業経営及び償還が適正かつ円滑に行われると予想されるか。
- ウ 連帯保証人の適否。（様式－28）
- エ 申請書に添付された事業計画が、法令、通達等に適合しているか。
- オ 必要書類の具備状況。

3 借用証書

- (1) 貸付決定の通知を行うときは、借用証書の提出期日及び貸付金の交付予定期日を指定して通知するものとする。
- (2) 規則第 8 条第 4 項の借用証書には、借受者及び連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
- (3) 借受者から借用証書の提出を受けた農林事務所長は、貸付決定通知書の写しと照合のうえ、速やかに知事に提出すること。

4 貸付金の交付

知事は、借用証書を審査し、貸付金交付を適当と認めたものについて支出手続きをとり、貸付日が決定次第、その旨の通知書（様式－9）を借受者に送付するものとする。

5 借受者の預金口座

借受者に対する貸付金の交付は、県から、借受者の預金口座への振替送金を行い、また償還金の償還は、借受者の預金口座から納入通知書（茨城県財務規則様式第 36 号）により知事に払い込むものとする。このため、知事は、借受者に対し、原則として、その指定する金融機関に本資金のための借受者の口座を開設させておくものとする。

第 5 県から貸付けを受ける場合の貸付けの実務（事務委託をしている場合）

1 申請書の提出

- (1) 貸付けを受けようとする者で、県からの貸付けを希望する者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（規則様式第 1 号）と合わせ、林業・木材産業改善資金貸付申請書（規則様式第 3 号）正副 3 通を申請書経由機関等に提出すること。
- (2) 申請者が茨城県森林組合連合会（以下「県森連」という。）及び茨城県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）の場合は、直接知事に申請書を提出するものとし、市町村森林組合の場合は、当該地域を管轄する農林事務所長に提出すること。
- (3) 申請者が市町村以外の団体であるときは、当該団体の定款又は規約を申請書に添付すること。
- (4) 規則第 16 条第 2 項の事務再委託機関となることができる組合には、次に掲げる組合とする。
北茨城市森林組合、高萩市森林組合、常陸太田市森林組合、大子町森林組合、常陸大宮森林

組合、つくばね森林組合、上小川製材協同組合、美和木材協同組合、行方木材協同組合

2 申請書経由機関等の事務

- (1) 申請書経由機関等は、提出された申請書等について、不備のないよう整備のうえ受理し、受理日付印を押印して、2部を所轄の農林事務所長に提出するとともに1部を控として保管すること。
- (2) 申請書経由機関等は、申請書整理簿（様式-3）を整え、経由申請書のてん末を記録するものとする。

3 農林事務所の事務

- (1) 農林事務所長は、送付を受けた申請書等について点検審査し、受理日付印を押印して規則第17条第1項にもとづき1部を知事に提出するとともに、1部を控えとして保管すること。
- (2) (1)の点検審査は次の事項について行い、林業・木材産業改善資金貸付申請に係る調書（様式-4）、林業・木材産業改善資金借受資格を有するものの確認調書（様式-5）及びきのこの菌床栽培に係る貸付申請にあつては、きのこ生産業者の経営現況調書（様式-6）を作成し、申請書とともに知事に提出するものとする。
 - ア 申請書に記載された事業量、対象機械、施設、事業費等が適正であるか。
 - イ 当該資金の導入後の事業経営及び償還が適正かつ円滑に行われると予想されるか。
 - ウ 保証人の適否。（様式-28）
 - エ 申請書に添付された事業計画が、法令、通達等に適合しているか。
 - オ 必要書類の具備状況。

4 借用証書

- (1) 貸付決定の通知を行うときは、借用証書の提出期日及び貸付金の交付予定期日を指定して通知するものとする。
- (2) 規則第8条第4項の借用証書には、借受者及び保証人の印鑑証明書を添付すること。
- (3) 借受者から借用証書の提出を受けた事務委託機関及び事務再委託機関（以下「事務委託機関等」という。）は、貸付決定通知書の写しと照合のうえ、速やかに知事に提出すること。

5 貸付金の交付

- (1) 知事は、借用証書を審査し、貸付金交付を適当と認めたものについて支出手続きをとり、貸付日が決定次第、事務委託機関等にこの旨の通知書（様式-7）及び総合振込依頼書（株式会社常陽銀行の定める様式で、事務委託機関から再委託機関及び委託機関直貸の借受者へ振り込むもの並びに事務再委託機関から借受者へ振り込むもの。）を送付するものとする。
- (2) 事務委託機関は、前号の通知書を受理したときは、その旨の通知書（様式-8）及び総合振込依頼書（事務再委託機関から借受者へ振り込むもの。）を事務再委託機関へ送付するとともに総合振込依頼書（事務委託機関から事務再委託機関及び委託機関直貸の借受者へ振り込むもの。）及び普通預貯金払戻請求書（常陽銀行の定める様式）を銀行に貸付金の交付の前々日までに送付しておくものとする。
- (3) 事務再委託機関は前号の通知書を受理したときは、その旨の通知書（様式-9）を各借受者に送付する（県が直接交付する公有林経営市町村についても同じ様式とする。）とともに、総

合振込依頼書（事務再委託機関から借受者へ振り込むもの。）及び普通預貯金払戻請求書を銀行に貸付金の交付の前々日までに送付しておくものとする。

6 借受者の預金口座

借受者に対する貸付金の交付は、事務委託機関等の林業・木材産業改善資金口座から、借受者の預金口座への振替送金で、また償還金の償還は、借受者の預金口座から事務委託機関等の林業・木材産業改善資金口座への振替送金で行うものとする。このため事務委託機関等は、借受者に対し、原則として、その指定する金融機関に本資金のための借受者の口座を開設しておくものとする。

第6 融資機関から貸付けを受ける場合の貸付けの実務

1 申請書の提出

- (1) 資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関からの貸付けを希望する者は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（様式-10）を提出するとともに、当該借入申込書の写しを添えて、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（規則様式第1号）正副3通を申請書経由機関等に提出すること。
- (2) 申請者が県森連及び県木連の場合は、直接知事に申請書を提出するものとし、市町村森林組合の場合は、当該地域を管轄する農林事務所に提出すること。
- (3) 申請者が市町村以外の団体であるときは、当該団体の定款又は規約を申請書に添付すること。
- (4) 規則第16条第2項の事務再委託機関となることができ組合には、次に掲げる組合とする。

北茨城市森林組合、高萩市森林組合、常陸太田市森林組合、大子町森林組合、常陸大宮森林組合、つくばね森林組合、上小川製材協同組合、美和木材協同組合、行方木材協同組合

2 申請書経由機関等の事務

第5-2に準じて行うものとする。

3 農林事務所の事務

第5-3に準じて行うものとする。

4 貸付金の交付事務等

- (1) 知事は、申請に係る貸付資格の認定の可否を、申請者本人及び申請者が貸付けを受けようとする融資機関に通知するものとする。
- (2) 1-(1)の借入申込書の提出を受けた融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務に必要な資金の貸付けを受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（規則様式第6号）を知事に提出するものとする。
- (3) 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（規則様式第7号）の交付を受けたときは、速やかに申請者に対し、林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（様式-11）を交付するものとする。
- (4) 融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式-12）を知事に提出するものとする。
- (5) 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一であること。

- (6) 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（様式-13）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
- (7) 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として、借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
- (8) 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときには、遅滞なく報告をしなければならないものとする。

第7 事業の実施確認等

1 事業実施状況の確認及び指導

事業実施状況の確認及び貸付対象に対する事前、事後の指導は、原則として農林事務所長が市町村、県森連、森林組合、県木連及び木材業協同組合等の協力を得て実施するものとする。

2 事業実施報告書の提出

(1) 借受者は、規則第12条による事業実施報告書を2通作成し、その裏付けとなる領収書の写し等を添付して、県から貸付けを受けた者は農林事務所長に、融資機関から貸付けを受けた者は当該融資機関の長に提出するものとする。

(2) 融資機関は(1)の報告を受けたときは速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（規則様式第10号）を2通作成し、農林事務所長に提出するものとする。

(3) 事業実施報告書を受理した農林事務所長は、次の諸点に留意して事業実施状況の確認を行い、確認結果を事業実施報告書に記載し、1通を事後指導に使用するため保管し、1通を知事に速やかに提出するものとする。

ア 事業実施報告書記載事項についての審査（領収書の審査を含む）

イ 現地の事業実施状況の確認

ウ 実績事業費が貸付限度額を下回る場合の、当該差額の期限前償還の確認

3 事業実施調査書の作成

農林事務所長は、借受者からの事業実施報告書の提出後、事業調査書（様式-14）を速やかに作成し、知事に提出するものとする。

4 貸付資格認定の取消し

県は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式-15）により、借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続きを行うものとする。

第8 貸付条件の変更及び借受辞退

1 借受者及び保証人に関する変更

- (1) 借受者（借受者が死亡した場合は、その同居の親族又は保証人）は、本人若しくは保証人に関して変更を生じ、又は変更したいときは、次の区分により所定の申請書又は届出書を貸付決定機関に提出するものとする。

なお、保証人を変更・追加しようとする際には、一部例外を除き、保証意思宣明公正証書の正本の提出を要する。

- | | |
|----------------------|-------|
| ア 保証人を変更しようとするとき | 様式－16 |
| イ 借受者又は保証人の住所又は氏名の変更 | 様式－17 |
| 団体の代表者、名称及び事務所の変更 | 〃 |
| ウ 借受者の死亡 | 様式－18 |

- (2) (1)アの申請書を受理した融資機関は、内容を審査し適当であると認められる場合には、保証意思宣明公正証書の正本の提出を受けた後に借受者に承認の通知を行うとともに、知事に当該申請書又は届出書の写しを送付するものとする。

- (3) (1)イ又はウの届出書を受理した融資機関は、内容を審査し適当であると認められる場合には、借受者に承認の通知を行うとともに、知事に当該申請書又は届出書の写しを送付するものとする。

2 事業の廃止及び中止

- (1) 借受者は、資金の貸付けに係る事業を廃止又は中止しようとするときは、事業廃止（中止）届（様式－19）及び繰上償還届（様式－2-1）を貸付決定機関に提出するものとする。
- (2) (1)の届出書を受理した融資機関は、速やかに繰上償還の手続きをとるとともに、当該届出書の写しを知事に送付するものとする。

3 事業計画変更

- (1) 借受者は、貸付けに係る事業計画について、次の各号に掲げる変更をしようとするときは、貸付資格認定申請書の手続きに準じて、事業計画変更承認申請書（様式－20）を知事に提出するものとする。また、次の各号に掲げる以外の軽微な変更については、事業実施報告書の提出の際に当該報告書に変更の内容及び理由を記載するものとする。

- ア 事業量又は事業費が減少したことにより、貸付金が貸付けの限度額を超える場合。
- イ 機械・施設等の形式、性能、規模等を変更することにより、事業内容の主要な構造を変更する場合。
- ウ 災害等やむを得ない事情により、所定の期間内に事業を完了することが困難な場合。

- (2) 知事は、貸付資格の認定に準じて、(1)の申請書の内容を審査し、その結果を、借受者に通知するとともに、融資機関から貸付けを受けた場合には、当該結果を融資機関に通知するものとする。

4 借受けの辞退

- (1) 貸付決定を受けた者が、事業実施不可能その他の理由により、借受けを辞退しようとするときは、直ちに借受辞退届（様式－21）を貸付決定機関に提出するものとする。
- (2) (1)の届出書を受理した融資機関は、当該届出書の写しを知事に送付するものとし、県貸付金の貸付けを受けている場合には、速やかに繰上償還を行うものとする。

第9 県から貸付けを受けた場合の償還金等の収納

1 納入通知書の作成、送付

- (1) 知事は、納入通知書（様式-22）及び納付明細書（様式-26、事務委託機関別及び事務再委託機関別のもの。）を作成し、事務委託機関に送付する。
- (2) 事務委託機関は、当該償還金について森林組合等に再委託している場合は、納入通知書（様式-23）及び納付明細書（事務再委託機関別のもの）を事務再委託機関等に送付し、再委託していない場合は納入通知書（様式-24）を借受者に、納付明細書（銀行の支店別のもの）を各支店へ送付するものとする。
- (3) 事務再委託機関は、納入通知書（様式-24）を各借受者に、納付明細書を口座のある銀行へ送付するものとする。
- (4) 納入通知書は償還期限の10日前までに借受者へ、また、納付明細書は5日前までに銀行へ到達するように、各機関は迅速な事務処理を行うものとする。
- (5) 公有林経営市町村等、県森連、県木連及び事務委託をしていない場合の借受者にかかる償還金については、知事は、納入通知書（茨城県財務規則様式36号）を直接借受者へ送付するものとする。

2 償還金等の納入

- (1) 借受者は、この貸付金のための普通預金口座の開設に際して、その銀行に預金口座振替依頼書（銀行の定める様式）を必ず提出しておくものとする。
- (2) 借受者は、償還日までに、この資金のための預金口座に償還金等相当額を預金しておかなければならない。
- (3) 納付明細書を受領した銀行は、償還日に、借受者の口座から事務再委託機関（事務再委託機関のない場合は事務委託機関）の口座に口座振替を行い、納付明細書に所要事項を記入し、その1通を事務再委託機関に渡し、各1通を事務委託機関及び県林政課へ県庁支店経由で送付するものとする。
- (4) 事務再委託機関は、償還日に本貸付金のための口座のある銀行において事務委託機関へ振込の手続きをとり、振込の状況を事務委託機関へ電話連絡するとともに、領収書（様式-25）を借受者に送付するものとする。
- (5) 事務委託機関は、償還日の翌日に償還金の振込状況を把握し、翌々日、振込票により償還金を県に納入しなければならない。
- (6) 償還日、その翌日及びその翌々日のいずれかが休日（銀行法施行例（昭和57年政令第40号）第5条第1項で定める日とする。）であるときは、この章における事務委託機関等及び銀行の事務は、当該日の翌日に行うものとする。

3 特別の場合の償還金等の納入

- (1) 期限前償還金、繰上償還金、違約金（償還期限の過ぎた約定償還金を含む。）については、事務委託をしている場合にあつては、県は納入通知書（様式-22）を作成し、事務委託機関へ送付する。事務委託をしていない場合にあつては、県は納入通知書（茨城県財務規則様式36号）を作成し、借受者へ直接送付する。
- (2) 事務委託機関は、前号の納入通知書を事務再委託機関を経由して（事務再委託機関のない場合は直接）借受者へ送付する。
- (3) 借受者は、事務委託をしている場合にあつては、償還期限までに事務再委託機関（事務再委託機関のない場合は事務委託機関）の林業・木材産業改善資金口座へ振替送金で償還金等を納入しなければならない。事務委託をしていない場合にあつては、償還期限までに借受者の預金

口座から納入通知書（茨城県財務規則様式 36 号）により知事に償還金等を納入しなければならない。

- (4) 事務再委託機関は、償還日に本資金のための口座のある銀行において事務委託機関へ振込の手続きをとり、振込の状況を事務委託機関へ電話連絡するとともに、領収書（様式-25）を借受者に送付するものとする。
- (5) 事務委託機関は、償還日の翌日に償還金の振込状況を把握し、翌々日、振込票により償還金を県に納入しなければならない。
- (6) 償還日、その翌日及びその翌々日のいずれかが休日（銀行法施行例（昭和 57 年政令第 40 号）第 5 条第 1 項で定める日とする。）であるときは、この章における事務委託機関等及び銀行の事務は、当該日の翌日に行うものとする。

第 10 違約金

- (1) 貸付決定機関は、借受者が支払期日に、償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。
- (2) 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りではない。
- (3) 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還金を支払わなかった場合は、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が規則第 14 条の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から融資機関への支払の当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。
- (4) (1)及び(3)の規定による違約金の額の計算に当たっては、利率等の表示の年利建て移行に関する法律(昭和 45 年法律第 13 号) 第 25 条の規定により、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

第 11 事務の委託

- 1 規則第 16 条第 1 項により知事が県森連及び県木連へ委託する事務は次の通りとし、事務委託契約書により行うものとする。
 - (1) 貸付金の交付及び償還金の受領等の公金の取扱に関する事務
 - (2) 貸付けにかかる債権についての保全及び取立てに関する事務で、具体的には、林業・木材産業改善資金管理簿による整理把握、償還金の支払の督促、保証人の追加又は交換、期限前償還の連絡等の事務
- 2 この資金の運用上、事務委託機関等の林業・木材産業改善資金口座に利息が生じたときは、利息が生じた月の翌月の末日までに、事務委託機関がその利息をとりまとめて知事に報告し、払込票により知事に納入しなければならない。

第12 林業普及指導組織等の協力

林業普及指導組織は、本制度の目的をよく理解し、特に次の諸点に留意して、林業・木材産業改善資金貸付事業を、その普及指導活動の中に意欲的に取り込むものとする。

1 林業普及指導職員の指導

現地において、直接借受者に接して普及指導にあたる林業普及指導職員は借受者に対し、貸付前のみならず貸付後の事業実行及びその後の事業活動から償還に至るまで、積極的な指導援助を行うものとする。

2 貸付決定等の参画

農林事務所における林業・木材産業改善資金の需要見通し等に関する計画の作成、貸付資格審査、県における貸付決定にあたっての資料提供等について普及指導の立場から積極的に参画するものとする。

3 関係機関等に対する啓発指導

本制度の目的を達成するためには、特に林業普及指導組織と市町村、森林組合、その他関係機関との緊密な協力が必要であり、また、これら機関が、本資金の趣旨をよく理解し、協調して一体となって運用されなければならないので、林業普及指導組織は関係機関等に対する啓発指導には一層の努力を払うとともに、林業従事者等には、講習会等現地の実体に即した方法により、制度の趣旨及び内容の普及徹底を図るものとする。

第13 その他

1 補助事業との関連

- (1) 林業・木材産業改善資金は、国の補助事業の補助残融資として使用してはならない。
- (2) 林業・木材産業改善資金は、日本政策金融公庫の融資と併せて利用してはならない。

2 貸付金の単位

貸付金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

付 則

この要領は、平成7年2月10日から適用する。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成9年7月9日から適用する。

付 則

この要領は、平成11年3月23日から適用する。

付 則

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成11年8月26日から適用する。

付 則

この要領は、平成12年7月17日から適用する。

付 則

この要領は、平成 14 年 1 月 7 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 14 年 1 月 24 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 16 年 1 月 8 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 17 年 5 月 26 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 21 年 3 月 27 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 23 年 4 月 27 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 23 年 5 月 17 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 25 年 7 月 26 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 27 年 8 月 7 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 2 年 12 月 24 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、令和 4 年 9 月 28 日から適用する。